

第9 令第9条の取扱い

1 用途の按分

用途の按分は、第9-1図の例により算出すること。

(例1)

① (15) 項 1000平方メートル	③ 共用部分(機械室等) 100平方メートル	② (4) 項 500平方メートル
---------------------------	------------------------------	-------------------------

No	床面積の合計	③をそれぞれの用途で按分(1式)	③を(1式)の割合に応じて按分
①	1000平方メートル	$① / (① + ②) = 0.667$	$① + (③ \times 0.667) = 1067$ 平方メートル
②	500平方メートル	$② / (① + ②) = 0.333$	$② + (③ \times 0.333) = 533$ 平方メートル
③	100平方メートル		

※小数点第4位を四捨五入する。

按分された床面積 ①(15)項 : 1067平方メートル ②(4)項 : 533平方メートル
--

第9-1図

2 建築構造が異なる場合の取扱い

用途ごとに建築構造が異なる場合、令第9条の規定により用途ごとに取扱うこととする。(第9-2図参照)

(例2)

令8区画に該当しない壁 耐火構造 (5項)イ 700平方メートル	その他の構造 (4)項 200平方メートル
---	-----------------------------

令第11条第2項が適用され、屋内消火栓設備の設置義務はないものとする。

第9-2図

3 共用される部分がある場合の取扱い

共用される部分がある場合、当該共用される部分については、それぞれの用途で按分し、消防用設備等の設置を要する部分を求めること。(第9-3図参照)

なお、共用される部分の消防用設備等の設置については、床面積の合計が大となる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。ただし、令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。

(例3)

	(5) 項イ 2000平方メートル	
	(5) 項イ 2000平方メートル	
	(5) 項イ 2000平方メートル	
	(5) 項イ 2000平方メートル	
	(4) 項 1000平方メートル	(15) 項 1000平方メートル
	(4) 項 1000平方メートル	(15) 項 1000平方メートル
	(4) 項 1000平方メートル	(15) 項 1000平方メートル
	(4) 項 1000平方メートル	(15) 項 1000平方メートル
GL	1000平方メートル	
地階	駐車場・機械室 2000平方メートル	

共用される（駐車場、機械室）が、各用途に従属するとみなされる床面積

用途	床面積の合計	按分計算		従属する床面積
(4) 項	4000 平方メートル	$4000 / (4000 + 8000 + 4000) = 0.25$	$2000 \times 0.25 = 500$	500 平方メートル
(5) 項イ	8000 平方メートル	$8000 / (4000 + 8000 + 4000) = 0.50$	$2000 \times 0.50 = 1000$	1000 平方メートル
(15) 項	4000 平方メートル	$4000 / (4000 + 8000 + 4000) = 0.25$	$2000 \times 0.25 = 500$	500 平方メートル

地階部分に、令第28条第1項第3号は適用されないものとする。

第9-3図

4 非常電源の取扱い

複合用途防火対象物の消防用設備等の非常電源は、当該用途ごとに判断して、特定用途に供される部分の床面積の合計が1000平方メートル未満の場合、当該用途に供される部分に設置する非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とすることができる。

ただし、令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。

5 一般住宅の取扱い

第4 令別表第一の取扱い により、一般住宅の用途に供される部分を2以上の令別表第一(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下この項において「令別表対象物」という。)の用途に供される部分の床面積に応じて按分した場合は、床面積の異なる令別表対象物に設置される消防用設備等を設置すること。(第9-4図参照)

ただし、令第9条の規定の適用のないもの、又は当該令別表対象物の用途、位置、構造若しくは設備の状況から判断し、火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるものは、これによらないことができる。

(例4)

(5) 項口 200平方メートル	
(5) 項口 200平方メートル	
(5) 項口 200平方メートル	
(5) 項口 200平方メートル	
(15) 項 100平方メートル	一般住宅 100平方メートル



一般住宅部分は、原則として(5) 項口に設置される消防用設備等を設置する。

	用途	床面積	床面積の合計	用途の割合
令別表対象物	(5) 項口	800 平方メートル	900 平方メートル	800平方メートル÷900 平方メートル≒89パーセント
	(15) 項	100 平方メートル		100平方メートル÷900 平方メートル≒11パーセント
一般住宅		100 平方メートル	100 平方メートル	

住宅をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。

・(5) 項ロ $100\text{平方メートル} \times 0.89 = 89\text{平方メートル}$
→ $800\text{平方メートル} + 89\text{平方メートル} = 889\text{平方メートル}$

・(15) 項 $100\text{平方メートル} \times 0.11 = 11\text{平方メートル}$
→ $100\text{平方メートル} + 11\text{平方メートル} = 111\text{平方メートル}$

○一般住宅部分は、原則として(5)項ロに設置される消防用設備等を設置する。

第9-4図